



災害時には皆さんの助け合いが大切です



昨年の総合防災訓練の様子

守ろう 大切な家族!

災害から高齢者を救うために...



わたしたちの住む神奈川県は、大地震が「いつ起きても不思議ではない状況」が続いています。突然の大地震など災害が発生した場合、弱者であるお年寄りが大きな被害に遭つてしまつ確率が高くなります。こうした災害に弱い立場にある人を地震や火災などから守るためには、日ごろから皆さんが協力し合い、災害から救う方法を確立しておきましょう。

それでは、今回用意した高齢者のいる家庭向けのチェック表を確認して、あなたの大切な家族を守る準備を始めましょう。

担当 市民健康課
☎046(252)7043
F046(252)7043

災害時に備えたアドバイス

災害時であっても身体の状態が悪くならないように、右チェック表の結果を踏まえ、日ごろから次のことを準備しておきましょう。

- 1 水は薬を飲んだり、食事を軟らかくして食べやすしたりするために必要です。1日の必要量は一人当たり3ℓといわれています。最低でも3日分は準備しておきましょう。
- 2 高齢者は硬い物がかみにくかったり、飲みにくかったりすることが多いので、軟らかくて食べやすい備蓄食品を準備しておくようにしましょう。普段から手に入りやすい食品を使っている場合は、何日分ぐらい必要かを考えて準備しましょう。
- 3 災害に備えて、家族に合った食品をどう準備するかを話し合っておきましょう。乾パンだけでなく、レトルトのおかゆなどがあると便利です。
非常食の作り方は左図を参考にしてください。
- 4 家族の状況について理解をしてくれる友人がいると支えになります。日ごろから隣近所や地域の人とのコミュニケーションを深めましょう。
- 5 いざというときに必要な薬が手に入るように、日ごろ服用している薬剤の種類などを記録しておきましょう。
- 6 掛かり付けの医療機関名だけでなく、検査結果や治療方針のほか、介護の状況なども詳しく記録しておきましょう。
- 7 病気の治療を受けている方は、主治医などから緊急時の対応について、指示を聞いておきましょう。

災害への準備度をチェックしてみましょう

1	災害時にも安心して食事をするための準備は万全ですか。	はい	いいえ
2	災害に備えて飲料水を準備していますか。	はい	いいえ
3	災害に備えて家族に合った食品を準備していますか。	はい	いいえ
4	災害時の食生活について家族と話し合いをしていますか。	はい	いいえ
5	家族の介護の状況・疾病について相談ができる友人や場所がありますか。	はい	いいえ
6	家族が日ごろ使用している薬剤名を記録してありますか。	はい	いいえ
7	家族が受診している病院の連絡先が分かるようにしてありますか。	はい	いいえ
8	主治医などに災害時の対応について相談をしていますか。(薬の入手方法、緊急時の対処の仕方など)	はい	いいえ
9	日ごろ流動食を取っている方など、特に食事に配慮が必要な家族のための準備はできていますか。	はい	いいえ
10	不安の解消に向けてこれから準備をしようと思いませんか。	はい	いいえ

「はい」の数を計算して合計点数を確認してみましょう。
はい 10点 いいえ 0点

80点以上	災害への備えはまずまず。これからもこの状態を保ってください。100点ならなお安心です。
60~80点	もう少しです。準備が足りない所を補強しましょう。
50点以下	いつ起こるか分からない災害ですが、日ごろから万が一に備えておくと安心です。

乾パン粥の作り方

乾パンは非常食の中でも代表的な食品です。砕いてから煮たり湯を注いだりすることで、離乳期の乳幼児や高齢者も安心して食べることができます。

ナイロン袋に乾パン小10個(約24グラム)を入れ、ビール瓶やめん棒などで小さく砕いておきます。

鍋に水400cc(コップ2杯)と砂糖6グラム(スティックシュガー2本)を入れ火にかけます。溶けたら砕いておいた乾パンを加え、かき混ぜながら5分程煮ましょう。

<ポイント>

- 水に入れてもできますが、軟らかくなるのに時間がかかります。
- より細かく砕くと早く軟らかくなり、食感も滑らかになります。
- 砕くための道具がないときは、ナイロン袋を新聞紙で挟んで足で踏みましょう。



総合防災訓練を実施します

東海地震や南関東地震などの大規模地震を想定した、総合防災訓練を実施します。市民の皆さんの参加や見学をお待ちしています。

- とき 8月30日(土)午前9時~11時30分
- ところ 座間小学校
- 内容 消火・人命救助・避難誘導・避難所開設・給水訓練など

防災行政無線(同報無線)で、座間、入谷、新田宿・四ツ谷地区に午前8時50分に予告放送をした後、午前9時にサイレンを鳴らしますので、実際の災害と間違えないようにご注意ください。

担当 防災課 ☎046(252)7395 F046(252)7773



木造住宅無料耐震相談

市では、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談を実施します。

- とき 9月6日(土)午前9時30分~午後4時
- 定員 12人(先着順・時間予約制)
- ところ 東地区文化センター2階第3集会室
- 相談員 神奈川県建築士事務所協会座間支部会員
- 持ち物 確認申請などの図面(略図でも可)、建物状況が分かる写真など
- 申込方法 9月2日(火)までに電話で担当へ

今回の相談は、平成16年2月に市公民館で予定しています。なお、市では建物の耐震診断について、電話や訪問などによる個別の勧誘はしていません。

担当 建築課 ☎046(252)7396 F046(252)0220

納税はお早めに!!

9月1日納期限は、市県民税の第2期、国民健康保険税の第3期です。

……「ご存じですか」

電動式生ごみ処理機と

生ごみ処理容器購入費補助金制度

市では、電動式生ごみ処理機と生ごみ処理容器を購入する世帯に、購入費の補助をしています。四月一日からは、電動式生ごみ処理機の補助金額が拡大されるなど、より一層お求めやすくなりました。



電動式生ごみ処理機と生ごみ処理容器は、ごみの減量化や環境対策に大変有効です。ぜひこの制度を活用

し、これらの機器を積極的にご利用ください。補助金の申し込みは、購入前に電話で担当へ。なお、

【電動式生ごみ処理機】補助金額＝購入金額の三分の二（百円未満切り捨て、上限四万円） 補助制限＝一世帯につき一台

【生ごみ処理容器】補助金額＝一台当たり四千円を超える場合一台につき三千円、一台当たり四千円以下の場合購入金額の二分の一（百円未満切り捨て） 補助制限＝一世帯につき二台 機種や販売店の指定はな

購入後の申し込みは、対象になりませんのでご注意ください。

公共下水道工事費 貸付金制度のご利用を

市では、公共下水道の供用開始から三年以内に、接続のための排水設備工事をする方を対象とする、無利子の融資制度を設けています。

公共下水道は、河川の水質改善や水環境の保全に重要な役割を果たします。しかし、その効果を十分に発揮するためには、皆さんの

金融機関	支店	電話番号
横浜銀行	座間支店	☎046(252)1111
	相模台支店	☎042(744)1231
	座間駅前支店	☎046(251)5151
平塚信用金庫	座間支店	☎046(254)6111
	ひばりが丘支店	☎046(256)1110
	相模台支店	☎042(744)1331
中央労働金庫	座間支店	☎046(255)1155
城南信用金庫	相模台支店	☎046(255)1241
JAさがみ	座間支店	☎046(251)0033
	栗原支店	☎046(253)1733
八千代銀行	南林間支店	☎046(274)7771
	相模台支店	☎046(254)9111

横浜銀行での融資手続きは、相模大野支店で実施します。

公共下水道への接続が欠かれません。供用が開始されている地域で、まだ公共下水道に接続していない世帯は、早期接続にご協力ください。

なお、この融資制度のご利用には、融資を受ける金融機関の支店の口座が必要

市では、雨水を地下に浸透させ地下水の保全を促進する、雨水浸透ますなどの施設設置に対する助成を実施しています。

地下水保全対策の一助に 雨水浸透施設等設置助成制度

施設名	助成額	担当
雨水浸透ます	1基当たり12,500円	☎046(252)7675
雨水浸透トレンチ	1基当たり6,500円	☎046(252)7675
浸透性アスファルト舗装	1平方メートル当たり500円	☎046(252)7675
雨水貯留槽	1基当たり25,000円	☎046(252)7675

市では、今年も相模川河川敷の清掃活動を実施します。わたしたちに潤いと安らぎを与えてくれる「相模川」の貴重な自然を守るため、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

相模川



とき 九月七日(日) 午前九時～ 雨天の場合



は十四日(日)に延期 集合場所 相模川グラウンド

シンポジウム みんなで楽しもう！ 大山街道

国道246号・旧大山街道沿いの地域の住民が集まり、道の歴史の調査などを通して交流を深めながら、まちづくりに取り組もうとしている「大山街道・R246地域間ネットワーク交流会」では、シンポジウム「みんなで楽しもう！大山街道」を開催します。

大山街道の歴史をより多くの皆さんに知っていただくために開催されるこのシンポジウムに、どうぞお気軽にご参加ください。

とき 9月13日(土)午後1時30分～

ところ 厚木市総合福祉センター(厚木市中町1-4-1)

内容 基調講演「矢倉沢往還(大山街道)の旅と歴史」など

定員 30人(先着順) 座間市割り当て分

参加費 無料

申込方法 9月1日(月)までに電話で担当へ

担当 用地課 ☎046(252)8537 ☎046(255)3550

見事な操法演技を披露！

第9回市消防団 消防操法大会

去る7月20日、入谷小学校において「第9回市消防団消防操法大会」が開催されました。

消防団は、消火活動のほか火災予防の啓発・広報活動などを通して、地域防災に重要な役割を果たしています。この消防団の皆さんが、日ごろの訓練の成果を発揮する場として、隔年で開催されるこの大会。今年市内の五つの分団16部の消防団から、小型ポンプ操法の部とポンプ車操法の部にそれぞれ8チームが出場し、操法の「速さ、正確さ、節度」などを競い合いました。

審査の結果、表彰を受けたのは次のチームです。

小型ポンプ操法の部 最優秀賞 第3分団第5部 優秀賞 第2分団第2部 優良賞 第1分団第3部

ポンプ車操法の部 最優秀賞 第5分団第1部 優秀賞 第3分団第4部 優良賞 第3分団第2部

担当 消防本部総務課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215



お知らせします！

保健福祉部からお伝えしたいこと

市の仕事の中で、皆さんの健康や幸福に関する事務を担っているのが保健福祉部です。保健福祉部には社会福祉課、高齢対策課、障害福祉課、児童課、市民健康課、国保年金課の六課があります。今回は保健福祉部の各課が、今、皆さんに最もお伝えしたいことをまとめてお知らせします。

社会福祉課から

☎046(252)7122
☎046(252)3600

市民参加でつくる地域福祉計画

平成十二年六月に成立した社会福祉法第百七条において、市町村は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、「地域福祉計画」を策定することと定められました。

この計画では、地域における生活の問題や課題は何か、また、その解決のために自らができることは何かを皆さんに考えていただくなど、計画の策定段階から市民の皆さんに主体的に参加していただくことを大きな特徴としています。

座間市地域福祉計画の策定に向けて

市では今年度、「座間市地域福祉計画(仮称)」を策定します。策定に当たっては、市民の皆さんの協力をいただきたいと思います。

市民懇談会

計画策定のために、市内を六地域に区分し、地域における問題や課題、その解決方法を市民の皆さんと検討していく「地域福祉についての市民懇談会」も開催しています。ワークショップ

障害福祉課から

☎046(252)7132
☎046(252)7043

市では、障害者福祉の充実を目指し、障害がある人もない人も共に豊かで生きがいに満ちた地域生活を送ることができるよう、市民・民間・行政などが協力して福祉サービスの充実に努めています。また、社会参加による豊かな生活を確保するための施策として、国や県のさまざまな制度も展開しています。このほか福祉サービスの一端を紹介するとともに、国や県の制度における市の役割と費用負担についてお知らせします。

障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当

これらの手当は国の制度

ZAMA HOT LINE

【表2】平成13年度実績

手当の種類	延べ人数	金額
障害児福祉手当	283人	4,134,630円
特別障害者手当	276人	7,413,360円
経過的福祉手当	133人	1,943,130円

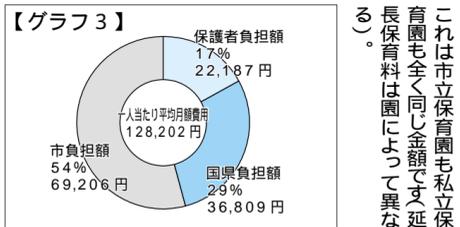
【表3】平成13年度実績

	施設数	延べ人数	金額
身体障害者施設	8施設	344人	95,225,065円
知的障害者施設	44施設	909人	224,458,016円

【表4】平成13年度実績

給付種目	延べ件数	金額
更生医療給付	66件	2,383,515円
進行性筋萎縮症医療給付	36件	11,104,140円
補装具交付・修理	943件	31,224,397円
日常生活用具給付	56件	4,011,529円

障害者のための施設は、それぞれ障害状況に応じた治療および訓練と生活・作業指導を受けるためのものです。障害者の自立などを目的に施設を利用していることもありますが、施設の規模と種別によって定められた月額単価を施設



【表5】園庭開放実施保育園

認可保育園	保育園名	所在地	電話番号	園庭開放日時など
市立	栗原	栗原中央 6-5-28	☎046 251 1044	木曜日午前9時~11時
	相模が丘東	相模が丘 5-12-36	☎042 743 2200	水曜日午前9時30分~正午
	ちぐさ	四ツ谷835	☎046 251 2202	水曜日午前9時30分~11時
	緑ヶ丘	緑ヶ丘 6-3-16	☎046 252 0763	水曜日午前9時30分~11時
	東原	東原 4-12-18	☎046 251 5564	水曜日午前9時30分~11時
	相武台	相武台 3-4770-4	☎046 253 2523	水曜日午前9時30分~正午
	ひばりが丘	ひばりが丘 2-58-1	☎046 254 9338	火曜日午前9時30分~11時
	小松原	小松原 1-29-8	☎046 255 6671	水曜日午前9時30分~11時
	相模が丘西	相模が丘 2-43-41	☎046 255 2100	月3回(不定期)午前9時30分~11時
	わかば	座間 1-3281	☎046 251 6776	水曜・土曜日午前9時30分~11時
	座間	入谷 5-1803-3	☎046 251 0355	月曜~金曜日午前10時~11時30分
	やなせ	立野台 2-26-8	☎046 251 6544	月曜~金曜日午前10時~11時30分
	座間子ども家	さがみ野 1-8-25	☎046 253 2784	第1・第3水曜日午前10時~11時30分、一時保育実施
	あゆみ	緑ヶ丘 4-16-16	☎046 255 8691	火曜・水曜日午前9時30分~11時
いそ	緑ヶ丘 1-26-6	☎046 254 6772	火曜日、第1・第3水曜日午前10時~11時30分	
広野台	広野台 1-32-3	☎046 255 8616	第1・第3水曜日午前9時30分~11時	
栗の実	東原 1-6-30	☎046 254 1929	水曜日午前9時30分~11時	
座間すこやか	入谷 4-2765-18	☎046 298 2555	なし	
届出保育施設	まっ子畑	南栗原 1-4-2	☎046 255 7087	随時(要予約)、一時保育実施

【開所日時】
毎週月曜・金曜日(祝日および第三月曜日の午後を除く)午前九時~午後四時
【電話・ファクス番号】
☎046(254)263

【所在地】
サン・ホープ(東原二丁目八ノ二階)
【申し込み日時】
毎週月曜・金曜日(祝日を除く)午前八時三十分~午後五時
申し込みや説明を受けた場合などは、事前に電話してからお越しください。

高齢対策課から

☎046(252)7719
☎046(252)8238

皆で支える介護保険サービス水準の見直しにより保険料が変わりました

介護保険制度は、介護を必要とする方を社会全体で支えるために、平成十二年四月から始まった制度です。介護保険の財源は、四十歳以上の方が納める保険料と公費(国・県・市)によって賄われています(グラフ1参照)。

介護保険制度では、五年を一期とする「介護保険事業計画」を、三年ごとに定めることとなっています。この介護保険事業計画は、介護サービスの水準(在宅サービスと施設サービスとの程度必要であるかなど)と六十五歳以上の方(第一号被保険者)の保険料を定めるものです。

本市ではこれまで、第一期介護保険事業計画(平成十二年度~十六年度)を策定し事業を実施してきました。今回、平成十五年度からの第二期介護保険事業計画策定に伴い、介護サービス水準の見直しと六十五歳以上の方の保険料ならびに所得段階(五段階から六段階に)を変更しました(表1参照)。

この介護保険事業計画は、介護サービスの水準(在宅サービスと施設サービスとの程度必要であるかなど)と六十五歳以上の方(第一号被保険者)の保険料を定めるものです。本市ではこれまで、第一期介護保険事業計画(平成十二年度~十六年度)を策定し事業を実施してきました。今回、平成十五年度からの第二期介護保険事業計画策定に伴い、介護サービス水準の見直しと六十五歳以上の方の保険料ならびに所得段階(五段階から六段階に)を変更しました(表1参照)。

この制度は県の事業ですが、基本的補助金の二分の一を県が負担し、二分の一を市が負担し、二分の一を市が負担しています。平成十三年度の実績は表4のとおりです。これらには、市費として年間三百三十七万三千円余の負担をしています。

更生医療・補装具・日常生活用具の給付など、これらも法律に基づく国の制度ですが、給付などに伴う費用の二分の一を国が負担し、二分の一を市が負担しています。平成十三年度の実績は表4のとおりです。これらには、市費として

児童課から

☎046(252)7202
☎046(252)7043

市町村民税額、入園児童の年齢によって決まります。これは市立保育園も私立保育園も全く同じ金額で、延長保育料は園によって異なります。

一年六カ月以上滞納した場合、償還払いになった給付費(九割)の一部または全部を一時的に差し止めます。なお滞納が続く場合には、差し止めた額から保険料を差し引くことがあります。二年以上滞納した場合、介護保険料の未納期間に応じた、本来一割である利率を三割に引き上げたり、高額介護サービス費を差し止めたりします。

六十五歳以上の方の保険料は、平成十五年度から十七年度までの介護に要する三年分の総費用に基づき決めますので、市町村によって違いがあります。これは介護に要する費用が多ければ高く、少なければ低く設定されます。今回の見直しで全国平均の基本月額額は、三千二百九十三円で三パーセントのアップとなっています。本市の場合は、二千九百九十七円で五・二パーセントのアップとなりました。平成十五年度の当初賦課における所得段階別第一号被保険者総数は一万六千四百六十六人、保険料総額は六億一千二百九十二万円となっています(グラフ2参照)。

市市民税が課税されている方と生計を共にしていないこと、市市民税が課税されている方に扶養されていないこと、世帯員の預貯金の合計額が、世帯員一人につき七十五万円とし、世帯構成員が一人増すごとに三十五万円を加算した額の範囲内であること、世帯員の居住用に供する以外の土地または家屋を所有していないこと。

次のような理由で介護保険料を納付することが困難な場合は、保険料の減免が受けられます。災害などにより住宅などに著しい損害を受けた場合、世帯の生計を主に維持する人が、死亡したり長期入院したり、著しく収入が減少した場合、世帯の生計を主に維持する人が、失業などにより著しく収入が減少した場合、また、減免の対象となる方は、平成十四年度の収入が生活保護基準以下であること、次に、次のすべての要件に該当することが必要です。

介護保険料第一段階(生活保護受給者を除く)または第二段階の方、当該年度の前年度以前の保険料に滞納がないこと。

母子家庭などでの非課税世帯を除き、三歳児未満は三千四百円から六万一千円、三歳児は二千四百円から三万五千円、四歳児以上は二千四百円から二万九千九百円までの間の二段階で設定された金額となっています(給食・おやつ代を含む。兄弟入所などの場合は減額制度あり)。

平成十四年度の決算見込みから見た保育園運営の総経費は、市立、私立合わせ

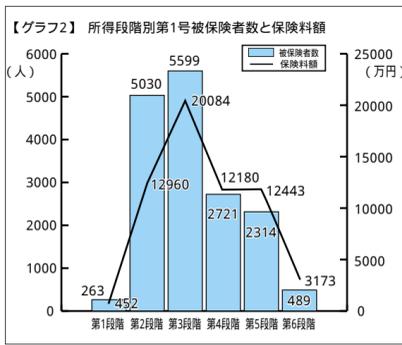
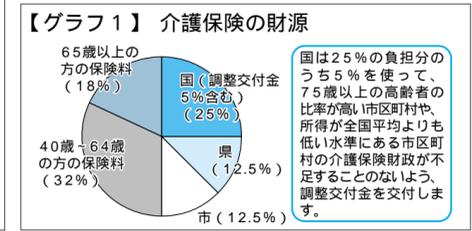
保育料は生活保護世帯や母子家庭などでの非課税世帯を除き、三歳児未満は三千四百円から六万一千円、三歳児は二千四百円から三万五千円、四歳児以上は二千四百円から二万九千九百円までの間の二段階で設定された金額となっています(給食・おやつ代を含む。兄弟入所などの場合は減額制度あり)。

電話でお気軽に！
子育て相談ホットライン
子育てに不安は付き物で

自由に利用できる！
子育て支援センター
子どもと遊ぶ場所、子育ての相談ができて子育ての情報が得られる場所、それが子育て支援センターです。

働きながら子どもを育てることは容易ではありません。ファミリーサポート事業は、育児と仕事を両立させたい方を支援するための援助を受けた方(利用会員)と、援助をしたい方(協力会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行っています。

働くながら子どもを育てることは容易ではありません。ファミリーサポート事業は、育児と仕事を両立させたい方を支援するための援助を受けた方(利用会員)と、援助をしたい方(協力会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行っています。



【表1】 所得段階一覧

段階	所得区分	保険料率	年額保険料
第1段階	1. 生活保護を受けている人 2. 住民税が世帯全員非課税で高齢福祉年金を受給している人	基準額 × 0.48	17,260円
第2段階	1. 住民税が世帯全員非課税の人	基準額 × 0.72	25,890円
第3段階	1. 住民税が本人非課税で世帯のだれかに課税者がいる人	基準額 × 1.00	35,960円
第4段階	1. 住民税を課税されていて前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	44,950円
第5段階	1. 住民税を課税されていて前年の合計所得金額が200万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.50	53,940円
第6段階	1. 住民税を課税されていて前年の合計所得金額が600万円以上	基準額 × 1.81	65,090円

働くながら子どもを育てることは容易ではありません。ファミリーサポート事業は、育児と仕事を両立させたい方を支援するための援助を受けた方(利用会員)と、援助をしたい方(協力会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行っています。

自由に利用できる！
子育て支援センター
子どもと遊ぶ場所、子育ての相談ができて子育ての情報が得られる場所、それが子育て支援センターです。

働きながら子どもを育てることは容易ではありません。ファミリーサポート事業は、育児と仕事を両立させたい方を支援するための援助を受けた方(利用会員)と、援助をしたい方(協力会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行っています。

自由に利用できる！
子育て支援センター
子どもと遊ぶ場所、子育ての相談ができて子育ての情報が得られる場所、それが子育て支援センターです。

働きながら子どもを育てることは容易ではありません。ファミリーサポート事業は、育児と仕事を両立させたい方を支援するための援助を受けた方(利用会員)と、援助をしたい方(協力会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行っています。

自由に利用できる！
子育て支援センター
子どもと遊ぶ場所、子育ての相談ができて子育ての情報が得られる場所、それが子育て支援センターです。

働きながら子どもを育てることは容易ではありません。ファミリーサポート事業は、育児と仕事を両立させたい方を支援するための援助を受けた方(利用会員)と、援助をしたい方(協力会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行っています。

(5面から続く)

市民健康課から

☎046(252)7225
FAX046(252)7043

予防からの健康づくり

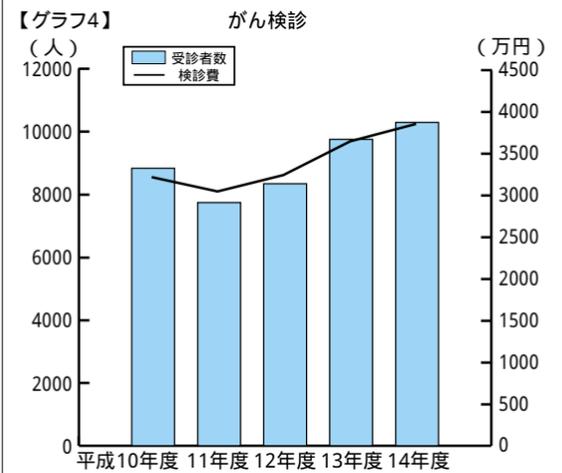
市ではさまざまな検診、各種教室や相談事業を実施しています。これらの予防事業は、疾病にならないための大切な施策です。大変厳しい財政状況の中で実施しています。今回は、過去五年間における基本健診とがん検診に掛かった費用などをお知らせします(表6)。

増え続ける老人医療費

急速な人口の高齢化など

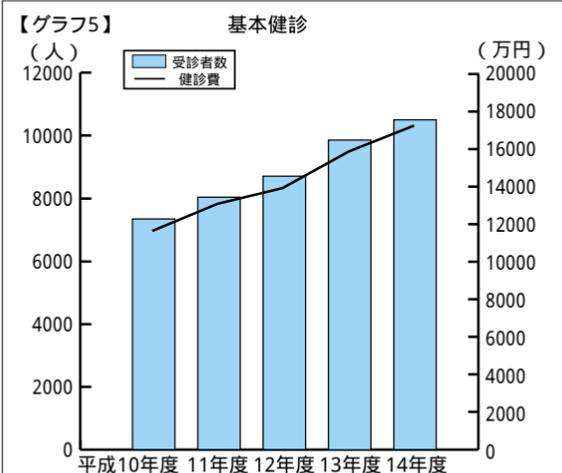
【表6】がん検診受診者と検診費の推移

年度	対象者数	受診者数	受診率	検診費
平成10年度	124,531人	8,830人	7.1%	31,989,000円
平成11年度	127,682人	7,739人	6.1%	30,308,941円
平成12年度	130,776人	8,338人	6.4%	32,139,961円
平成13年度	133,174人	9,750人	7.3%	36,449,952円
平成14年度	135,960人	10,289人	7.5%	38,540,375円



【表7】基本健診受診者と健診費の推移

年度	対象者数	受診者数	受診率	健診費
平成10年度	22,851人	7,336人	32.1%	115,156,428円
平成11年度	23,700人	8,013人	34.1%	129,195,771円
平成12年度	23,900人	8,792人	36.8%	140,282,764円
平成13年度	24,296人	9,696人	39.9%	156,536,028円
平成14年度	24,781人	10,462人	42.8%	172,644,348円



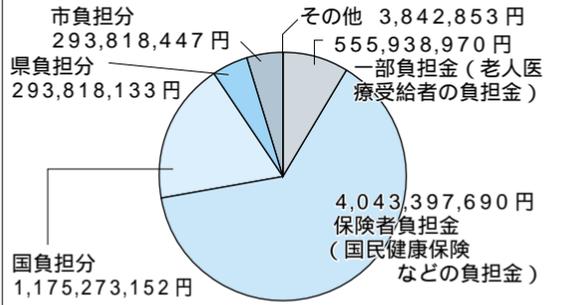
【表8】各種健診の一人当たりの費用

区分	一人当たりの健診費	個人負担
基本健診 必須	17,125円	2,000円
康診査 眼科眼底	4,110円	300円
成人歯科健康診査	5,250円	1,000円

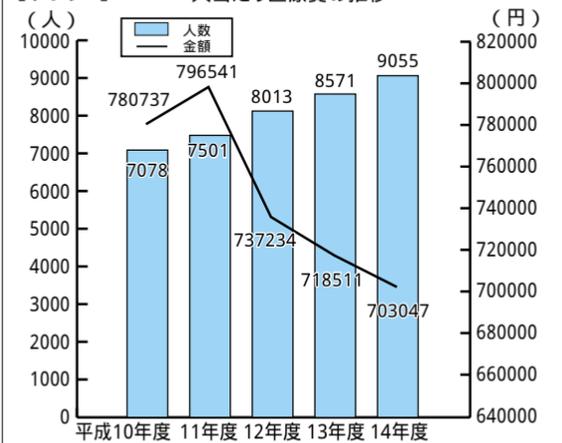
【表9】各種検診の一人当たりの検診費

区分	一人当たりの検診費	個人負担
肺がん検診 読影	4,032円	800円
胃がん検診	4,982円	900円
大腸がん検診	1,634円	500円
乳がん検診	3,004円	300円
子宮がん検診	4,146円	600円
子宮がん(施設)頸部検診	7,654円	1,700円
子宮がん(施設)頸部+体部検診	13,505円	2,500円
肝炎ウイルス検診 B型・C型	10,321円	1,000円

【グラフ6】平成14年度医療費の負担状況



【グラフ7】一人当たり医療費の推移



りました。老人医療の一部負担金は原則一割負担で、一定以上の所得がある方は二割負担となりました。最終的な負担額が過重にならないように高額医療費制度が改正されました。本市における老人医療費の現況は、平成十四年度の決算見込みで六十三億六千六百九万円です。また、一人当たりの医療費は、七十三万四千七百七十七円と比べて、これを昨年度と比べてみると、医療費全体では二億七百七十三万円、三・四パーセント増えています。市では、高齢者、障害者、さまざまな医療費助成制度を実施

【表10】老人医療受給者の状況(7月1日現在)

1割負担者	7,971人
2割負担者	931人
合計	8,902人

【表11】高齢者医療費助成

67歳~69歳	一人暮らし	合計
人数 2,598人	100人	2,698人
金額 153,566,468円	1,487,994円	155,054,462円
一人当たりの助成額 57,470円		

平成14年10月1日制度廃止。以後受給者が70歳到達まで助成。

【表12】障害者医療費助成

身体障害	知的障害	両該当	合計
人数 1,899人	299人	56人	2,254人
金額 280,692,549円			
一人当たりの助成額 124,531円			

【表13】小児医療費助成

0歳~3歳	入院1歳~15歳	合計
人数 4,240人	141人	4,381人
金額 82,129,608円	5,238,751円	87,368,359円
一人当たりの助成額 19,943円		

【表14】

こんなとき	給付の内容	申請に必要な物
国民健康保険を扱っていない病院や旅先(海外を含む)で急病になり、保険証を持たずに診療を受けたとき	療養費の支給 審査で決定した総医療費の7割(70歳以上の方は8割または9割)を支給	診療(調剤)内容の明細書 支払った費用の領収明細書 海外で診療を受けた場合は上記各書類の翻訳文
コルセットなどの補装具を作ったとき		医師の診断書(意見書)を支払った費用の領収書(内訳が記載されている物)
はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき		医師の同意書 施術内容の明細書 支払った費用の領収書
住民税非課税世帯の方が入院し、食事代を負担するとき(70歳以上の方は本文中の「高齢受給者証が交付されている方へのご注意」もご覧ください)	入院時食事負担額の減額 標準で1日780円の負担額が1日650円、500円または300円に減額(世帯収入、入院日数、年齢により異なる。「標準負担額減額認定証」の交付申請が必要)	入院費用の領収書(過去12カ月で90日を超える入院がある場合)
入院などで高額な医療費を負担したとき(自費診療分や食事代、差額ベッド代などは除く)	高額療養費の支給 自己負担限度額(1)を超えた額を支給(該当者には診療を受けた2カ月から3カ月後に支給申請書を郵送)	郵送された支給申請書 支払った費用の領収書
厚生労働大臣が指定する特定疾病人工透析が必要な慢性腎不全などの治療を受けるとき	特定疾病による高額療養費の支給 一つの医療機関での一月の自己負担限度額は10,000円(「特定疾病療養受療証」の交付申請が必要)	医師の証明書
出産したとき	出産育児一時金の支給(2)30万円を支給(85日以降の死産、流産でも支給)	母子健康手帳(死産などについて医師の証明など)
死亡したとき	葬祭費の支給 喪主に8万円を支給	死亡が確認できる物

1 自己負担限度額は、年齢、世帯所得、医療費の額、1年以内の高額療養費該当回数などにより異なります。また、所得が少ないなどの理由で高額な自己負担額を負担することが困難な場合に負担を緩和する制度(委任払制度)があります。
2 出産した病院に支給金を直接振り込むこともできます。

七十歳以上の方(老人医療対象者を除く)が入院したときは、世帯所得に応じて病院窓口での自己負担限度額が設定されています。また、一割負担の方で住民税非課税により病院窓口での自己負担限度額と入院時食事負担額がさらに減額されます。該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。保険証、高齢受給者証、印をお持ちの上、国保年金課窓口で申請してください。

が、一人当たり医療費では、一万五千四百六十四円、二・一パーセントの減となり、医療費の増加は主に受給者の増によるものと思われる(表10、グラフ6・7参照)。今後、本市の老人医療費は制度改正などにより微増で推移すると予想されます。これに備えるため、医療費の動向を的確に把握し、老人保健特別会計の円滑な運営に努めていきます。

小児を対象に医療費を助成しています。特に昨年十月には、小児医療助成の通院対象年齢を四歳未満まで引き上げるとともに、一人暮らしの高齢者を対象とした助成制度を新たに開始するなど、スクラップ・アンド・ビルドを基本として常態事業の見直しをしています。各助成事業の平成十四年度決算見込みは表11・13のとおりです。

国民健康保険の主な給付
保険証を提示することで、医療費の一部(一割)三割、年齢などにより異なる)の負担で診療が受けられます。そのほかにも表14の場合などには、医療費などの払い戻しや病院窓口での自己負担額の減額があります。

国保年金課から

☎046(252)7003
FAX046(252)7043

それぞれの必要書類と保険証、印、振込口座が確認できる物をお持ちの上、国保年金課窓口で申請してください。
高齢受給者証が交付されている方への注意
七十歳以上の方(老人医療対象者を除く)が入院したときは、世帯所得に応じて病院窓口での自己負担限度額が設定されています。また、一割負担の方で住民税非課税により病院窓口での自己負担限度額と入院時食事負担額がさらに減額されます。該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。保険証、高齢受給者証、印をお持ちの上、国保年金課窓口で申請してください。

市内の催しや行政情報などは、『ホームページ』<http://www.city.zama.kanagawa.jp/>でも案内しています。

案内

第12回カナガワビエンナーレ 国際児童画展巡回展

とき 8月29日～9月4日午前9時～午後5時
ところ 市民文化会館（ハーモニーホール座間）ギャラリー
内容 世界111の国や地域と県内から寄せられた38,008点の作品の中から選ばれた入賞作品約150点の児童画を展示
担当 渉外課
☎046(252)8307 ㊟046(255)3550

計量器（はかり）の定期検査

計量法に基づき、商取引や証明に使用する計量器の検査を下表のとおり実施します。適正な取り引きのために「はかり」を使用する商工業者は、必ず受検してください。
なお、学校・保育園・病院などの体重計も検査の対象となります。
ところ 市役所地下2階駐車場
受付時間 午前10時～正午、午後1時～3時

検査日	対象地区
9月2日	入谷、座間、新田宿、相武台、立野台、緑ヶ丘、明王、四ツ谷
9月3日	栗原、栗原中央、小松原、相模が丘、さがみ野、西栗原、東原、ひばりが丘、広野台、南栗原
9月4日	上記検査日時を受検できない方

受検できない場合は、担当までご連絡ください。
担当 産業課
☎046(252)7604 ㊟046(252)7616

障害者スポーツ教室

市では、障害者を対象としたスポーツ教室を毎月1回開催します。運動不足の解消や交流の場として、多くの皆さんの参加をお待ちしています。
とき 9月10日午後1時～3時
ところ 市民体育館（スカイアリーナ座間）3階大体育室
申込方法 直接・電話・ファクスで担当へ
傷害保険に加入していますが、免責事項や保険の支払額を超える場合は、自己負担となります。
送迎や身体介護はしません。
担当 障害福祉課
☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

手話奉仕員養成入門講座

市聴覚障害者協会では、市からの委託により手話経験のない方を対象とした手話講習会を開催します。
とき 10月7日～平成16年3月30日の毎週火曜日午後7時～9時（年末年始を除く全23回）
ところ 総合福祉センター（サニープレイス座間）
対象 初めて手話を習う市内在住・在勤者

受講料 3000円（テキスト代など）
申込方法 往復はがきに住所、氏名、電話番号を記入の上、9月5日（必着）までに〒228-0021市内緑ヶ丘4-5-3座間市聴覚障害者協会渡辺和雄あて郵送
担当 障害福祉課
☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

普通救命講習会

とき 9月9日午前9時～正午（午前8時50分～受け付け）
ところ 市民体育館（スカイアリーナ座間）ミーティングルーム
内容 応急手当の重要性、心臓マッサージ、人工呼吸法ほか
持ち物 筆記用具
定員 30人（先着順）
申込方法 電話で担当へ
担当 消防署管理室
☎046(256)2211 ㊟046(256)2215

青少年善行ほう賞候補者の推薦を

市青少年問題協議会では、善い行いをした青少年に対して、ほう賞を実施しています。
対象 25歳未満の市内在住・在勤・在学者で、次のいずれかの行いをした方 隣人・友人などに対する援助や善行 福祉施設や社会的弱者への訪問、激励、介護などの奉仕または金品の寄付 子ども会の指導、年少者の教育・指導、非行少年の補導 防犯・防火、人命救助、救急看護 家庭または親族間での善行・儉約 清掃美化などの環境衛生活動 交通整理、水難防止などの事故防止活動 その他の善行
推薦方法 担当に備え付けの「候補者推薦書」に必要事項を記入の上、10月8日（水）までに担当へ推薦内容を慎重に審査の上、11月29日（土）に開催する「青少年健全育成大会」で表彰します。
担当 青少年課
☎046(253)8415 ㊟046(259)2163

障害者を対象に入湯会などを実施

市障害者団体連合会では、市内在住の障害者を対象に次の事業を実施します。なお、参加は whichever 一事業のみとなります。
【障害者激励入湯会】
とき 9月18日～19日、9月28日～29日（1泊2日）
ところ ホテル観山（湯河原温泉）
負担金 3000円（介護者も同額）
申込方法 8月25日までに担当へリフトパスも用意しています。
【障害者日帰りバス旅行】
とき 10月4日（土）、10日（金）（午前7時30分市役所出発）
ところ 東京ディズニーシー
負担金 2000円（介護者も同額）
申込方法 9月12日までに担当へ
【腎機能障害者入浴券配布事業】
配布物 相模健康センター入浴券
負担金 一人2000円
申込方法 9月30日までに担当へ
担当 市障害者団体連合会事務局

（市社会福祉協議会内）
☎046(266)2001 ㊟046(266)2009

おーいみんなおいで！小さな子・大きな子いっしょにあそぼうよ

子育て電話相談ボランティア「つくしんぼ」が子育てサロンを開きます。
とき 8月26日午前10時～11時30分
ところ 総合福祉センター（サニープレイス座間）3階多目的室内
内容 折り紙、お話し、工作など（子育て相談も受け付けます）
参加費 無料
参加方法 当日直接会場へ
担当 市社会福祉協議会ボランティアセンター
☎046(266)2002 ㊟046(266)2009

市内の交通事故件数

平成15年1月1日～7月31日（物件事故を含まず）

	件数	死者	負傷者
15年	504	0	613
14年	563	3	677
増減	-59	-3	-64

催し

市公民館

☎046(255)3131 ㊟046(252)2776

ふれあい自然科学クラブ

～見て・触れて・感じてみよう～
とき 9月6日～平成16年2月21日（全11回、初回は午後1時30分～3時30分）
ところ 市公民館、県立座間谷戸山公園、相模原市立博物館ほか
内容 顕微鏡による生物観察、地球の歴史、土器作り、天体観測、バウムクーヘン作りなど
対象 市内在住の小学生とその保護者
定員 20組50人程度（先着順）
参加費 一組2000円（保険代、材料代）
持ち物 筆記用具
申込方法 9月5日までに直接・電話・ファクスで同館へ
郷土の十五夜団子作りと郷土の大豆を使った簡単豆腐作り
とき 9月7日午前9時～正午
対象 小学生以上（小学生は保護者同伴）
定員 24人（先着順）
参加費 300円
申込方法 9月6日までに直接・電話・ファクスで同館へ

北地区文化センター

☎042(747)3361 ㊟042(747)8542

「21世紀市民カレッジ（仮）環境を考える」企画委員募集

【第1回企画委員会】
とき 8月31日午前10時～正午（2回目以降は委員会で決定）
対象 市内在住・在勤者

定員 10人
申込方法 8月30日までに同センターへ

〔市民カレッジの概要〕

とき 平成16年1月～3月の平日夜間または休日（全5回～8回）
内容 経済活動と消費社会を環境の視点で考える講義や見学など
「町中たんけん隊～火星大接近」観察会
とき 8月28日、29日午後7時30分～10時 30日午後7時～9時30分（天候により中止、延期の場合あり）
内容 火星の観察 火星の観察と講義（火星と宇宙の不思議）
講師 明星大学地学教室 高橋典嗣さん
対象 市内在住・在学者（小学生以下は保護者同伴）
参加費 無料
申込方法 当日直接会場へ 8月24日までに同センターへ

東地区文化センター

☎046(253)0781 ㊟046(253)0789

サマーアイランド2003

～夏の1日を丸ごと楽しもう～
とき 8月24日午前10時～午後3時（催し物は午後2時30分まで、その後スイカ割り大会を開催）
内容 お化け迷路、バルーンアート作製、うちわ作り、輪投げ、吹き矢、科学コーナー、機織り体験、お茶を楽しもう、竹馬に乗ろう、おしゃれなようじ入れ作り、絵本ラリー、ゲーム、模擬店など
入場 自由
駐車場は利用できません。

図書館

☎046(255)1211 ㊟046(252)5704

Zamaひまわりおはなし会

～おはなしサークルまつり～
とき 9月13日午前11時30分～、14日午前10時30分～
内容 おはなしサークルが順次出演する「おはなし会」
参加方法 当日直接会場へ
図書館に置かれているプログラムにより、好きな時間に入場を。

募集

家庭生活支援員

応募資格 20歳以上で、子育てや家事に熱意のある健康な方
支援内容 一時的に子どもを預かるなどの子育て支援や家事などの支援
支援時間 家事などの支援＝午前8時～午後6時 子育て支援＝午前8時～午後6時 子どもの宿泊＝午後6時～翌朝午前8時
報酬 1時間当たり 1450円 710円 別途料金
応募方法 電話で担当へ
担当 児童課
☎046(252)7201 ㊟046(252)7043

下水道・消火器 点検商法にご注意を!

最近、市から委託を受けたり法律で定められたりしているかのような説明をして、必要のない点検を実施し、高額な下水管の清掃や消火器の販売をする悪徳商法の被害が増えています。下水道は通常で使用していれば、宅内の排水設備を清掃する必要はほとんどありません。また、消火器の販売などは消防本部では一切していません。訪問した業者に不審な点がありましたら担当にご確認ください。

「こんな手口にご注意を」
 五年ごとに下水管の清掃や消火器を交換する義務
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
人権擁護委員に
相模が丘の
水澤加奈子さん



人権擁護委員は、基本的人権を守るとともに、その普及と高揚を図るため、相談や問題解決に当たります。このほど、水澤加奈子さんが法務大臣から新たに人権擁護委員を委嘱されました。なお、本市の人権擁護委員は、下表のとおりです。人権擁護委員は、毎月第二火曜日の午前10時～午後12時、法務相談所にて法務相談を受けています。お気軽にご相談ください。

市では、市内に伝わる民話を絵本にした「座間のむかし話絵本」を市ホームページに掲載しています。既に

市ホームページの「座間のむかし話絵本」をおかみの恩返しを追加掲載

氏名	住所	電話番号
瀬戸 宏孝	座間1 - 3105	☎046(255)0062
鈴木 幹枝	入谷1 - 3359	☎046(252)1761
吉川 善康	緑ヶ丘3 - 43 - 23	☎046(253)1030
岩堀 勝三	小松原1 - 40 - 13	☎046(253)7739
山崎 榮	さがみ野3 - 6 - 19	☎046(253)4011
森田 洋一	南栗原1 - 13 - 47	☎046(253)9350
水澤 加奈子	相模が丘2 - 27 - 10	☎046(745)6124

があるなど、虚偽の説明をする。
 「不衛生」「近所迷惑」「危険」など、不安をかきたてる説明をする。
 「市役所の方から来ました」「消防署には話してあります」など、誤解を招く表現をする。
 「特別に安くします」「など、根拠なく有利と思わせる言い方をする。
 内容をよく説明せずに、契約書に署名・押印を求めらる。

消防本部予防課
 ☎046(256)2211
 ☎046(256)2215
 【ご存じですかクーリングオフ制度】
 クーリングオフ制度とは、訪問販売での契約を、契約書の作成日から八日以内であれば、消費者から一方的に解除できる制度です。市では、クーリングオフの具体的な方法などの相談に応じています。あきらめずに、早めにご相談ください。



「ご家庭のインターネットに接続しているパソコンのほか、市内四力所の公民館（市公民館、北・東地区文化センター、市役所一階市民情報コーナー）に設置しているインターネット端末でもご覧いただけます。どうぞご覧ください。」
 担当 市民情報課
 ☎046(252)8321
 ☎046(255)3550

健康なまちづくり コーナー

第8回体育の日スポーツフェスティバル

市民体育館（スカイアリーナ座間）では、体育の日の10月13日（月）に体育室やトレーニング室などを無料開放します。ぜひこの機会に、家族や友達と一緒にスポーツを楽しみ、心地よい汗を流しませんか。

- 【団体利用】
 開放時間 午前9時～10時30分、午前10時30分～正午、正午～午後1時30分、午後1時30分～3時、午後3時～4時30分
 会場 大体育室 武道室 弓道室
 内容 バレーボール、バスケットボール、フットサル 武道、ダンス、気功、ヨガなど 弓道（有段者のみ）
 対象 10人以上の市民体育館登録団体
 当日空きがあれば未登録団体（8人以上）も利用可能。
 利用方法 往復はがきの往信面に会場、種目、時間、団体名、代表者の住所・氏名・年齢・電話番号を、返信面に代表者の郵便番号・住所・氏名を明記の上、9月8日（月）までの消印で〒228-0011座間市相模台1-5971スカイアリーナ座間スポーツ事業班あて郵送。応募者多数の場合は9月10日（水）に抽選を実施し、結果を通知します。
- 【個人利用】
 開放時間 午前9時～午後4時30分
 会場 中体育室
 内容 バドミントン、卓球
 希望者には、専門スタッフによる指導あり。
 対象 どなたでも
 利用方法 室内用運動靴を持参の上、運動のできる服装で直接会場へ
- 【トレーニング室利用】
 開放時間 午前9時～正午、午後1時～5時
 会場 トレーニング室
 内容 体力づくりのための各種機械を使った運動
 利用には登録が必要。未登録の方は登録講習会の受講を。
 対象 中学生を除く15歳以上
 利用方法 直接会場へ
 登録講習会（要予約） とき=10月13日 午前9時30分～午後1時30分～午後3時～ 定員=各10人
 トレーニング室の午後6時以降の利用は有料です。
 幼児体育室は通常利用です。

担当 市民体育館 ☎046(255)0077 ☎046(255)1188

ふれあいスポーツデー

とき 9月6日（土）午前9時30分～11時30分
 ところ 座間小学校・ひばりが丘小学校校庭および体育館（雨天の場合は体育館のみ）
 指導種目 校庭=グラウンドゴルフ、ペタンク、フリスビーゲーム、ティーボール 体育館=ソフトバレーボール、シャッフルボード、大縄跳び、輪投げ、プチテニス
 対象 小学生～高齢者
 持ち物 室内用運動靴、タオル
 申込方法 当日直接会場へ
 当日は、運動のできる服装でお越しください。
 担当 からだ スポーツ課 ☎046(252)8177 ☎046(252)4311

身体に良い歩き方セミナー

とき 9月6日（土）午後6時30分～8時30分
 ところ 市民体育館（スカイアリーナ座間）大体育室
 講師 順天堂大学名誉教授 武井正子さん
 定員 200人（先着順）
 参加費 無料
 保育 あり（1歳児～未就学児）
 持ち物 室内用運動靴、筆記用具
 申込方法 9月5日（金）午後5時までに直接または電話、ファクス、電子メールで担当へ（ファクスと電子メールの場合は、住所・氏名・年齢・電話番号を明記。保育希望者は子どもの氏名・年齢・性別も併せて明記）
 担当 企画政策課 ☎046(252)8287 ☎046(255)3550
 電子メール kikaku41@city.zama.kanagawa.jp

こやま たつひろ
 小山 竜央ちゃん
 H14.9.5生まれ 男
 入谷1丁目

いのうえ ゆうご
 井上 悠吾ちゃん
 H14.10.22生まれ 男
 広野台1丁目

はまべ ゆうあ
 浜辺 悠吾ちゃん
 H14.6.4生まれ 男
 南栗原6丁目

赤ちゃんは ごんごん